

## 令和 8 年度十和田市防災士育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 市は、地域防災の担い手を育成することにより地域防災力の向上を図るため、防災士資格の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において令和 8 年度十和田市防災士育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については十和田市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年十和田市規則第 66 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士資格の取得 特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「日本防災士機構」という。)が実施する防災士資格取得試験に合格し、防災士証及び防災士認証状の交付を受けることをいう。
- (2) 講座 日本防災士機構が認定した研修機関が実施する、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 防災士資格の取得について、自主防災組織又は町内会の代表者からの推薦を受けた者であること。
- (4) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 25 日までの間に講座を受講し、防災士資格の取得をしようとする者であること。
- (5) 防災士資格の取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない、又は受ける予定ではない者であること。
- (6) 十和田市暴力団排除条例(平成 23 年十和田市条例第 39 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和8年4月1日から令和8年12月25日までに支払った講座の受講料、テキスト代、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額又は40,000円のいずれか低い額以内とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度十和田市防災士育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 市内に住所があることを証する書類
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類
- (4) 推薦書(様式第3号)
- (5) 債権者登録申請書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付の決定のために市が保有する前項第2号及び第3号の書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意を得た場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に令和8年度十和田市防災士育成事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(実績の報告等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、令和9年1月31日までに令和8年度十和田市防災士育成事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (2) 防災士証又は防災士認証状の写し

2 市長は、前項の報告書等の提出があったときは、当該報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度十和田市防災士育成事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付の確定を受けた者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市防災士育成事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和8年度十和田市防災士育成事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、令和8年度十和田市防災士育成事業補助

金返還命令書（様式第9号）により、交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を定めて命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月2日から施行する。